慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法九〇〕裏書の没収と連続ならびに商法五一八条による供託の効力(大阪高裁昭和四二年三月三〇日判決)
Sub Title	
Author	倉沢, 康一郎(Kurasawa, Yasuichirō) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1970
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.43, No.2 (1970. 2) ,p.79- 84
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19700215-0079

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法　九〇〕裏書の没収と連続ならびに商法五一八条による供託の効力

（約束手形金請求控訴事件　大阪高等昭三八（ネ）三四五号　昭和四二年三月三〇日判決　下級民集一八巻三・四号三三三頁）

【判示事項】

一、手形の裏書の一部に刑事上の没収の表示ある場合と裏書連続の有無

二、最終の白地裏書の後に手形交換印の押捺ある手形の取得と裏書連続の有無

三、商法五一八条により供託をした債務者は公示催告申立人以外の者に対して債務消滅の効果を主張できるか

四、手形の呈示後に商法五一八条による供託をなすことの可否

【参照条文】　商法五一八条、刑事訴訟法四九八条、手形法一六条

【事実】　控訴人（原審被告）X_1会社は、昭和三四年三月三一日に、控訴人（原審被告）X_2会社あてに本件約束手形を振り出したが、本件手形はX_2会社がこれを保管中、昭和三四年四月一四日ごろ、訴外Aによつて盗まれた。右Aは本件手形の第一裏書としてX_2会社名義・A自身あての裏書を偽造した後、昭和三四年六月二三日ごろその割引方を訴外Bに依頼したが、右Bは右割引方を訴外Cに取り次ぎ依頼し、さらに右Cを代理して訴外Dがこれを金融業者である被控訴人（原審原告）Y（事務所大阪市）に取り次ぎ依頼したところ、Yは右依頼に応じてAのために本件手形を割引き、右Aから本件手形を白地裏書により譲渡を受けた。Yは、本件手形の支払地が東京都にあるので、東京都で取り立てるためYの東京駐在員訴外Eに本件手形を送付した。右Eはかねてから妹婿の訴外Fの名義でG銀行と預金取引をしていたので同銀行を通じて本件手形金を取り立てることにして本件手形の第三裏書欄に裏書人として右Fの氏名を記載して同銀行を通じて手形交換による呈示をしたが、本件手形は盗難届があることを理由に不渡となりEに返戻され、さらに大阪市にあるYの営業所に返送されて現にYが所持している。Yは訴を提起し、本件手形金の支払を控訴人らに対して請求し、第二次的にX_2会社に対する関係においてYが本件手形債権を有することの確認を求めた。

X_1・X_2は、本件手形の第三裏書欄の直後に手形交換のための交換印が押捺されており、これは通常の白地裏書のごとく手形の交付を受けた者に実体上の権利移転の効力を生ぜしめるものではなく、銀行を被裏書人として指定した取立委任裏書と変りのない裏書であること、Yが最終的に本件手形の交付を受けたのは拒絶証書作成期間経過後であること、Aは神戸地方裁判所において昭和三六年二月九日窃盗、有価証券虚偽記入、同行使、詐欺の各罪名によつて有罪判決を受け確定したが、右判決によつて本件手形の第一裏書部分は没収された（昭和三六年四月二七日執行）こと、をそれぞれ挙げて裏書の連続を欠く旨抗弁し、さらに、かりにYが本件手形債権を取得したとしても、X_1は、本件手形の公示催告を申し立てたX_2の要請に応じて、商法五一八条にもとづいて本件手形金およびこれに対する満期から供託日まで手形法所定の利率による利息を供託したので、右供託によりX_1のYに対する本件手形債務は消滅した旨主張した。第一審判決（神戸地判昭和三八年二月二三日、下級民集一四巻二号二五六頁）はYの請求を認容（X_2に対する関係では第二次的請求を認容）したが、これに対しX_1・X_2において控訴したのが本件である。なお、その後Yは死亡したので、その承継人Y′が本件控訴審に訴訟参加した。

【判旨】　参加人Y′勝訴への判決変更。

「没収裁判の執行としてなされた裏書部分の没収は、当該裏書部分が真実にあらざる文書であるにもかかわらず真実の文書として流通することの危険を防止するため、同部分が真実にあらざる文書であることを公権的に明示するものであり、かつそれにとどまり、有体物そのものを破棄する趣旨のものではなく、現に本件手形に対してなされた没収の書き入れも、当該裏書を抹消したものと認むべきでないから、本件手形の裏書の連続に欠けるところはない」

「本件手形の最終裏書はいわゆる期限後裏書であると認められるが、期限後裏書といえども資格授与的効力を有すると解せられるから、かような裏書が介在しても裏書の連続に欠けることはない」

「いわゆる白地式裏書においては、初めこの形式を以て第三者に手形を交付した後、同人からこれを回収した上、さらに別の者に対し右裏書を利用してこれを交付することは適法になしうるのであり、その際第一の裏書交付は隠れた取立委任の目的であつたが、第二の交付は権利移転の目的でなさるべきこともありうるから、たとえ本件手形の最終裏書欄の後に取立受任銀行および支払担当銀行の手形交換印が押捺されているとしても、それをもつて白地裏書が記名式に変つたとか、次の裏書欄に書き込みがなされたものと解することはできず、結局裏書の連続を阻むものではない」

「一般に、商法五一八条の規定による供託に弁済の効果があるかどうか、あるとしてもその効果が公示催告申立人に対してのみしか及ばぬ相対的なものかどうかは、解釈に委ねられるところであるが、商法五一八条は公示催告手続の開始のあつた場合、右供託の方法以外に、公示催告申立人が相当の担保を供した上で債務者に対し証券の趣旨に従つた履行を請求することができるという方法も認めており、この後者の方法による場合は、その債務の履行による弁済の効果は、当該履行を受けた者との間でのみしか生じない相対的なもの

と解せられるが、前者たる供託の方法は、その供託が適法になされるかぎりその弁済の効果を絶対的に生ずるものと解するを相当とする。ただし、右法条にもとづく供託は、公示催告期間中の証券目的物の毀滅、債務者の資力減少を防止することを目的とし、しかも義務的になされるものであるから、その趣旨にかんがみ、一般の弁済供託のように、供託者において取り戻し自由の可能性はなく、拘束的なものと解すべきである。然らば、若しこの場合供託による弁済の効果が公示催告申立人との間にのみ生ずるならば、証券上の債務者は、証券喪失について何らの責がないにも拘らず、本来は一回限りの履行によつてその義務を免れうるのに、この場合にかぎり、その履行たる給付は低廉な供託金利の附せられるだけで凍結され、しかも絶えず証券喪失者以外の者からの請求の危険にさらされ、場合によつては更にその請求にも応じなければならないという結果になり、これでは証券上の債務者の地位はあまりにも不安定、不利益に陥り、また手形法四二条、民法四九四条後段の規定による供託との権衡調和を失することにもなるからである」

「問題は本件の場合、控訴人X_1のなした供託が、いずれも、本件手形の適法な呈示があり、手形の所在が判明した後になされている点にある。思うに除権判決制度における公示催告手続では、証券の所在不明ということが公示催告申立の実体的要件であり、すでに証券が特定人の所持にあることが判明した場合には、証券喪失者はその者に対して証書の返還を請求すべきであり、除権判決によりこれを無効とすることができないのであつて、したがつて、この場合には、証券喪失者はもはや公示催告手続を追行する権利を失い商法五一八条の定める供託を請求する権利もなくなり、証券上の債務者もまた右法条による供託を適法になすことができなくなるものと解すべきである。実質的に考えても、右のような場合に、証券上の債務者として、証券の喪失者と現所持人とのいずれが実質的権利を有するのか相当に疑わしいときは、民法四九四条後段による供託をなすべきであり、同供託については、『過失なくして債権者を確知すること能はざるとき』という要件が附せられているのであつて、たまたま公示催告手続が開始せられているからといつて、商法五一八条による供託をえらび、右要件を潜脱することは許されないと考える。すると、本件の場合、控訴人X_1のなした供託はいずれも商法五一八条による供託として不適法である。X_1は、かりに右供託が商法五一八条の供託として不適法であるとしても民法四九四条の要件を具備し、結局弁済効があると主張するようであるが、右両供託は供託原因を異にし、供託通知その他の点において手続上相違があり、無効供託の転換を認めることは、手続の安定を害し許さるべきではない」

【研究】

一、本件判決のうち、裏書の連続の整否については、賛成である。

刑事裁判にもとづいて没収された裏書が、裏書の連続の整否に関わるものとすれば、それが抹消された裏書に該当するか否かという問題としてであるが、裏書の抹消の方法としては、どのような方法

であろうとも、手形の記載上裏書の記載を除去する趣旨の認められることが必要・充分条件である。ところで、裏書の偽造部分につき没収判決のあつた場合、その没収の執行は偽造部分をその物に表示することによりなされる（刑訴法四九八条）が、裏書の形式的連続によりすでに所持人が得ている利益に対し、偽造者に対する刑事裁判がこれを剝奪する理由はいささかも存在せず、右の表示に裏書記載を除去する趣旨を認めるべきではなかろう。かりに、裏書の偽造部分の没収という刑罰がその記載を処分することを意味するとしても、その場合その部分の欠缺が没収によるものであることは裁判所に顕著な事実であり、所持人は裏書連続ある者として扱われるべきである。

白地式裏書に次いで銀行の交換印が押捺されている場合、その記載によつてその裏書が銀行に取立委任の目的でなされたものであることを一応推認せしめる。しかし、白地式裏書の被裏書人は、白地を補充せずかつ裏書をなさずして手形を第三者に譲り渡すことができるのであるから、所持人は適法所持人としての推定を受ける。この場合、交換印の押捺は、それが銀行に取立委任のために裏書したことを事実上推認せしめるとしても、その裏書を記名式裏書とするものではなく、また、取立委任を受けた銀行が他に交付しなかつたという事実を推認せしめるものでもない。

期限後裏書についても、裏書の連続により資格授与的効力があたえられることにつき異論がない。期限後裏書においても、それにより指名債権の譲渡の効力が生ずるのであり、したがつて、被裏書人のもとにおける権利の所在の蓋然性は通常の譲渡裏書と同様であるからである。ただし、期限後裏書によつては、指名債権譲渡の効力しか与えてはいない法の趣旨からして、善意取得による保護は認められないものと解される（大判大正一五年七月二二日民集五巻六四七頁、最判昭和三八年八月二三日民集一七巻八五一頁）。そこで、Yが期限後裏書により本件手形を取得したものとするならば、前者につき善意取得が成立していないかぎり、Y自身が本件手形上の権利を取得すべくもない。その点本件判決はYがすでに最終裏書の前に、Aからいつたん白地式裏書により裏書を受け、善意取得している旨を認定している。そのような場合には、期限後裏書により再取得したYの権利につき問題はない。

二、商法五一八条による供託の効力についての判旨のうち、それが真の債務者に対しいわゆる絶対的な免責的効力を有するとする点には賛成する。

供託とは、債務を弁済する責任を免かれしめる効果をもつところの、第三者のためにする寄託と解されている（石坂「供託論」民法研究三巻一七五頁、山中「供託論」五五頁、我妻「新訂債権総論」三〇七頁）。ただ、民法四九四条の供託が、債権者の受領拒絶等の場合における債務者の救済を直接にその目的とするものであるのに対し、商法五一八条の供託は、債権者が債務者に対して直ちに履行の請求をなしえない場合に、債権の保全のために債権者の請求によりなされる点で差異がある。本件原審判決が本条による供託にいわゆる相対的な効力しか認めていないのは、この供託が公示催告申立人の請求にもとづいてなされることを考慮したものであろう。

しかし、供託行為の当事者は供託者と供託所とであり、この場合の申立人の請求は、供託行為にとつては動機をなすに過ぎない。申

立人の請求に応じて債務者が供託をなす場合にも、債務者は真の債権者のためにする寄託契約を締結するものと解すべきである。もともと、供託によつて債務者が免責されるのは、債権者が供託物引渡請求権を取得するからであるとされており（山中・前掲一三〇頁。我妻氏によれば、本来の債務者に代わつて供託所が債務者となるようなもの、と説明されている―前掲三〇七頁）、申立人が真の債権者でない場合に、その申立人のために債務者が供託をなすということはあり得ない。したがつて、商法五一八条が公示催告申立人に供託請求権を認めているのは、申立人自身のためにする供託という制度を特に設けているのではなくて、債務者をして一般の弁済供託をなさしめることを可能としているものと解すべきである。ただ、商法五一八条の場合には、債務者は公示催告申立人からの請求があるかぎり、民法四九四条の要件に該当すると否とにかかわらず供託をなすことができる点で、同条は特別法たる意義を有する。

三、次に、手形の呈示があつた後になされた供託に効力を認めないとする点については、賛成できない。

本来、手形の喪失者にとつては、その後手形の取得者が債務者に呈示をなしたか否かという事情にかかわらず、公示催告手続の追行が可能なものである。手形のその後の取得者は、むしろ権利の届出をすべきものであり、それのないかぎりは除権判決が下される。除権判決は何らの実質的権利を付与するものではないが、権利の疎明と一定期間他に権利の届出がなかつたという事実とにもとづいて、形式的な所持人たる資格を申立人に付与するのであり、その結果、債務者は除権判決を得た者に支払えば免責されるのである。

したがつて、債務者としては、すでに公示催告が申し立てられているかぎり、申立人の請求により供託をなしうるものと解すべきである。なぜなら、商法五一八条による供託の効力が申立人について相対的な効力を有するにとどまるとするならば格別、真の債権者につき絶対的な効力を有するとする以上、申立人以外に真の所持人が存在する場合には、まさにその者のために供託がなされるものだからである。判決は、このような理解が民法四九四条の要件潜脱という結果をもたらすことになり実質的に不当だとするが、権利を届け出て公示催告手続を中断し、申立人との間で実質的な権利を確定しうるのは手形の所持人であつて、債務者が申立人から供託の請求を受けているにもかかわらずその所持人に支払い免責されるものとすれば、申立人の利益が不当に侵害されるおそれがある。また一方、債務者にとつては、呈示が実質的に適法である場合に供託が無効だとすると、呈示者の実質的権利の有無を調査する義務を課せらることになり、かえつて不当な結果となる。商法五一八条は、有価証券の債務者について、そのような実質的な権利関係の如何にかかわらず債務の弁済の効力をえられるものとしているのであり、有価証券上の権利の特殊性からして、民法四九四条とは異なる要件を定めているのであるから、要件潜脱が実質的に不当だというのはあたらない。

債務者にとつては、申立人の請求に応じてなす供託も呈示に対してなす支払も、出捐の内容は同一であり、どちらを選択するかによつて何人かを積極的に侵害するというものではない。むしろ、公示

催告手続がなされている以上、所持人は申立人に対し権利を争うべきが本来であり、債務者はその際真の権利者のために供託をなすべきものと解すべきである。

（倉沢康一郎）

〔刑法一四〕

昭四二・1（最高刑集二一巻一号一頁）

旧河川法（明治二九年法律第七一号）第五八条ノ二第一号、第一八条と刑法第二三五条ノ二との関係

不動産侵奪被告事件（昭四二・一・二〇第三小法廷決定）

第一審判決は、被告人が、何等の権限がないのに、昭和三七年九月二二日頃から同年一〇月八日頃までの間、広島県広島市基町太田川左岸の広島県知事管理の同河川の敷地上に、大工、人夫数人を使つて木造二階建の家屋を建築して、右河川の敷地（約二一・四平方米）を占用したとの事実を認定し、弁護人の「（旧）河川法第一八条は、不動産侵奪罪の特別法である。本件は（旧）河川法違反[注1]の問題であつて不動産侵奪罪の成立する余地なく、従つて侵奪罪としては無罪である」との主張を排し、（旧）河川法第一八条は刑法とは立法趣旨及び行為類型を異にし（傍点筆者以下同じ）、特別法の関係にあるとはいえないと判断して、被告人を不動産侵奪罪に問疑[注2]し、懲役六月に処した。

右判決に対し、被告人側から控訴の申立がなされたが、控訴審判決は、旧河川法第五八条ノ二の罰則は許可を受けないでした占用行為を処罰の対象とするものであつて、結果的には公の財産権保護を目的としてはいるが、犯罪構成要件の要素は、その占用に付て地方行政庁の許可を受けなかつたという行政法上の義務違反の所為であり、これに対し行政罰を科するものであるに反し、刑法第二三五条ノ二の不動産侵奪罪の規定は専ら他人の財産権保護を目的として侵奪行為を犯罪構成要件とするものであつて、その立法趣旨が異なるほか、両者の構成要件が抽象的にみて共通だとはいえず、両者の法定刑をも考慮に入れると、前者が後者に対して特別法の関係にあるものとは解せられないとして、控訴を棄却した。

右の控訴審判決に対しても、被告人側から上告の申立がなされたが、上告審は、旧河川法第五八条ノ二第一号、第一八条の規定と刑法第二三五条ノ二の規定とは、特別法と一般法の関係にあるものではないとする原判断は正当である旨判示した。

判旨に賛成。